別添１

本事業基本仕様書（案）は、公募開始時点における県の統合型リゾート（IR）の調査・検討状況を踏まえたものであり、委託先の選定に係る提案書は本書に基づき作成することとするが、実際の業務にあたっては、業務開始時点における県の調査・検討状況を踏まえ、県と協議のうえ実施するものとする。

国際観光都市機能整備調査事業基本仕様書（案）

１　業務名

国際観光都市機能整備調査事業

２　業務目的

愛知県では、中部国際空港やその周辺エリアにおいて、新たな交流、賑わい、集客の拠点となるＭＩＣＥを核とした国際観光都市の実現を目指し、それに相応しい機能整備について調査研究を進め、当地域のポテンシャル、必要な施設やあるべき姿等について調査・検討を行うとともに、中部国際空港島における統合型リゾート(IR)の事業実現の可能性の調査として、関心のある民間事業者からの意見募集を行っている。

本事業では、これまでの調査研究を踏まえ、さらに精度を上げた専門的な調査分析を行うとともに、国際観光都市の実現のための魅力ある機能整備の具体化に向け、一貫した金融・財務・法務・技術面等の専門知識・ノウハウを活用したアドバイザリー業務を行う。

３　業務期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）まで

４　業務内容

特定複合観光施設区域整備法関連法令を踏まえるとともに、海外や先行自治体の事例を参考にするなど、統合型リゾート(IR)に関する幅広くかつ専門的な知見に基づき、県と協議の上、次の業務を行うこと。

なお、民間事業者からの意見・提案等を踏まえて、愛知県が統合型リゾート(IR)の事業実現の可能性について調査の中止を決定した際は、その時点で本業務についても中止するものとする。

（１）事業実現可能性の検討支援

本県が民間事業者から受け付けた意見等を踏まえ、統合型リゾート(IR)の事業実現の可能性について調査・検討するために必要な支援を行う。

＜想定される業務＞

ア　海外や先行自治体の事例等を参照しつつ、現在の社会環境を踏まえた民間事業者から得られた意見・提案等の評価・分析

イ　愛知県及び空港島の強み・弱みを踏まえ、事業実現の可能性や課題等の整理

ウ　想定される事業リスク及び措置に係る法的・技術的観点による検討

（２）民間事業者からの提案募集支援

民間事業者から得られた意見を踏まえ、県が民間事業者から提案を募集するにあたり必要な支援を行う。

＜想定される業務＞

ア　民間事業者からの提案募集に必要となる資料の作成

イ　民間事業者との連絡・調整（英語の翻訳・通訳を含む）

ウ　対話に必要な情報整理及び資料作成

エ　民間事業者との対話支援

オ　民間事業者から提出される計画、提案、資料等の分析や論点整理

（３）民間事業者の提案評価支援

民間事業者からの提案を適切に評価するために必要な支援を行う。

＜想定される業務＞

ア　民間事業者の提案内容の分析・評価支援、財務評価・適格性審査支援

イ　民間事業者のデューデリジェンス（実態調査）

ウ　審査委員会等各種会議の開催支援

（４）その他、統合型リゾート（IR）の調査・検討に係る包括的な支援

国への区域整備計画の認定申請を検討するために必要な支援を行う。

＜想定される業務＞

ア　国の評価基準の研究

イ　先行自治体や海外の事例調査

ウ　その他、調査・検討にあたって必要な研究、事例調査、及び資料作成

５　成果物

（１）成果物

・ 業務完了報告書

・ 本業務における制作物（各種打ち合わせ記録、ヒアリング記録、本業務で使用した各種文書等）

（２）納品方法

・ 業務完了報告書は、Ａ４判縦･横書き（作図等は適宜使用し、Ａ３判の折込可）５部とその内容を記録した電子媒体２部を提出すること。

・ 本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体２部を提出すること。

（３）提出期限

令和９年３月 24 日（水）

（４）その他

・ 提出された成果物の一切の著作権は、委託者である愛知県に帰属するものとすること。

・ 県から経過報告を求められたときは、資料等の提出に対応すること。

６　留意事項

（１）専任担当者の設置

委託業務の開始から終了までの間、支援内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、支援の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

（２）情報管理

本業務の実施に当たっては、県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

（３）一括再委託の禁止

委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。なお、法務、会計及び施設整備に係るアドバイザリー業務の再委託については承諾する。

（４）その他

- 本事業を委託者と連携して進める上で、受託者は必要に応じて翻訳及び通訳業務を行うこと。
- この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めること。